

館山市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金

令和5年7月20日

1. 目的

電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた介護サービス・障害福祉サービス事業者の負担軽減を図り、サービス提供の継続を支援するために給付金を交付します。

2. 給付対象者

令和5年4月1日以降、館山市内でサービス等を継続して提供している施設や事業所を運営している事業者（法人）が対象です。サービス提供の実績がない事業所や、申請日時点で休止・廃止している事業所は給付金の対象外です。

給付の対象となるサービス種別の詳細は、別紙「事業所種別一覧」をご参照ください。

*千葉県では「令和5年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業」及び「医療機関等物価高騰対策支援事業」として、入所施設や通所系事業所、医療機関等に対して、給付金事業を実施する予定です。

県の給付金の対象となる施設・事業所及び医療機関は、本給付金の対象外です。

3. 給付額

「事業所種別一覧」に記載された「サービス種別」ごとの額を給付します。

4. 給付金の申請方法

下記の書類を作成のうえ、担当課へ提出してください。郵送での提出も可能です。

同一事業者が介護サービス及び障害福祉サービスを提供している場合は、申請内訳書の申請区分ごとに申請書兼請求書を作成してください。

【提出書類】

- (1) 館山市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金
交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 申請内訳書（第1号様式別添）

【提出先】

○介護サービス事業者

〒294-8601 館山市北条1145-1

館山市役所 高齢者福祉課事業者支援係 宛

○障害福祉サービス事業者

〒294-8601 館山市北条 1145-1
館山市役所 社会福祉課障害福祉係 宛

5. 給付の決定・支払い

申請書受付後、担当課において審査を行い、適正と認められた場合は、決定通知書を送付するとともに、該当給付金の振込処理を行います。

6. 申請期限

令和5年10月31日（火）17時
※郵送の場合は必着

7. その他

給付金の振込口座は、指定金融機関の最新情報（金融機関名、支店名）を確認し、記載誤りや記載漏れがないようご注意ください。なお、申請者（法人代表者）と振込口座の名義人が異なる場合は、給付金の受取りに係る委任状（任意様式）の提出が必要です。

【給付金の使途等について】

使途については特に制限を設けていませんが、支給対象事業所の事業継続のための経費としてご活用いただくためのものですので、同一法人内においても、別の事業等の経費に配分することは認められませんので、ご注意ください。

また、本事業は、国の交付金を原資としているため、申請に係る関係書類については適正に管理するとともに、5年間保存していただきますようお願いいたします。

8 お問い合わせ

○介護サービス事業者

館山市高齢者福祉課事業者支援係
TEL：0470-22-3489
E-mail：kourei@city.tateyama.chiba.jp

○障害福祉サービス事業者

館山市社会福祉課障害福祉係
TEL：0470-22-3492
E-mail：fukusika@city.tateyama.chiba.jp